

**「横浜 I R（統合型リゾート）に関する法務支援業務委託」に関する  
プロポーザルに係る提案書評価基準**

表の評価項目のもと、評価を行います。

採点が同点の場合は、評価事項のうち、提案内容の評価点の合計点数で受託候補者を特定します。

**表 基本的評価事項**

評価項目 (配点)	評価の着目点		配点	評価	評価点
業務実施 体制 (50点)	配置構成、 人数など	業務遂行に必要な能力を有する人材を 適正数配置しているか また、必要に応じた人員補充体制が示さ れているか	15		
	実績・経験	国際間取引など同種・類似業務や行政側 への法務支援その他の実績について、本 業務に生かすことのできる実績、経験が あるか	30		
	利益相反 行為の防 止等	利益相反行為のチェック態勢や情報の 管理体制、職務の公正を保ち得る対応方 針について、有効な提案がなされている か	5		
提案内容 (50点)	業務実施 方針	委託目的、業務内容について十分に理解 し、的確かつ円滑に進めるうえでの対応 方針を示しているか	5		
	特定課題	横浜 I R の業務推進にあたって重要とな る視点やポイント等が示しているか	10		
		契約スキームやプロセス、契約条件等 について、重要となる視点やポイント、課 題が示しているか また、具体的かつ有効な解決策等が提案 されているか	15		
		官民リスク分担に関して、重要となる視 点やポイントが示しているか	15		
	取組意欲が感じられる提案となっているか	5			
評価点の合計（100点満点）					

- 1 評価はA～Eの5段階評価とする。  
A 特に優れている  
B 優れている  
C 普通  
D やや不十分である  
E 不十分である
- 2 評価点について、次のように配点を行う。  
配点にA=5/5、B=4/5、C=3/5、D=2/5、E=1/5を乗じて算出する。
- 3 各審査委員の評価点の合計が、満点の6割以上である企画提案を行った者のうち、最高評価点を獲得した提案者1者を委託候補者とする。  
なお、提案者が1者の場合は、審査委員会における評価の結果、各審査委員の評価点数の合計が満点の6割以上に達していれば、当該提案者を委託候補者とする。
- 4 E評価のある者は原則として選定しない。